

# 仙台大学教職課程の履修等に関する規程(体育学科)(令和4年度入学生用)[22番代]

(趣旨)

**第1条** 仙台大学学則第33条の規定に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が定める。

(免許状の取得資格、免許状の種類)

**第2条** 体育学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、次の教育職員免許状を取得する資格を得ることができる。

中学校教諭一種普通免許状（保健体育）

高等学校教諭一種普通免許状（保健体育）

(教育課程及び履修方法)

**第3条** 中学校教諭一種普通免許状（保健体育）及び高等学校教諭一種普通免許状（保健体育）を取得する資格を得るために教育課程及びその履修方法は、別表の定めるところによる。

(教育実習)

**第4条** 教育実習（事前事後指導を除く）は原則として、4年次で、かつ学長決定事項として、履修を認めた者を対象として学長がこれを行う。

なお、特別の事情がある者で、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合は、3年次において履修することができる。

2 教育実習における教育実習校は、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習に必要な書類は、本学所定のものによる。教育実習に要する経費は学生の負担とする。

(介護等体験)

**第5条** 中学校教諭一種普通免許状（保健体育）を取得する資格を得るために、7日間の介護等体験を行わなければならない。但し、特別支援学校での教育実習又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めた受入施設での介護実習等を行い、その単位を修得した者は、介護等体験を要しない。

(免許状の交付)

**第6条** 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

(その他)

**第7条** 教育実習に関する手続き等については、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会が定める。

(他規程の準用)

**第8条** 第3条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程及び履修方法等に関する規程」を準用する。

(規程の改廃)

**第9条** この規程は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が改廃する。

## 附 則

この細則は、昭和43年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

2 平成5年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

3 「教育職員免許法施行規則」第66条の4に定める「体育」2単位は、共通専門科目から充てる。

## 附 則

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成11年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

別表（第3条「中学校・高等学校教諭」〈保健体育〉関係）

① 教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教職免許法施行規則 に定める科目区分  (1) 教科に関する専門事項	左記に対応する本学開講科目			備考 ※教育職員免許状取得のため の履修科目の必修・選択区分	注	
		授業科目名	履修年次及び単位数				
			学年	必修	選択		
(1) 教科に関する専門事項	(1) 体育実技	体力トレーニング	1	1		必修	
		体操（含体つくり運動）	2	1		必修	
		陸上競技	1		1	必修	
		水泳	1		1	必修	
		器械運動	2		1	必修	
		サッカー	2		1		
		バスケットボール	2		1		
		ハンドボール	2		1		
		ラグビー	2		1		
		テニス	1		1		
		バレーボール	1		1		
		バドミントン	1		1		
		卓球	1		1		
		ソフトボール	3		1		
		野球	3		1		
		柔道	1		1		
		剣道	1		1		
		ダンス I	1		1	必修	
		海浜実習	1		1	選択	
		スキー I	1		1	選択	
		キャンプ	1		1	選択	
		スケート	1		1	選択	
		レクリエーション実技 I	1		1	選択	
		新体操	2		1	選択	
		(2)「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	体育原理	1	2	必修	
		スポーツ経営学	1		2	必修	
		スポーツ社会学	1		2	必修	
		スポーツ心理学	1	2		必修	
		運動学(含運動方法学)	2	2		必修	
		スポーツバイオメカニクス	2	2		必修	
		スポーツ史	3		2	必修	
		体力相談と運動処方	3		2	選択	
		(3)生理学(運動生理学を含む。)	解剖・生理学	1	2	必修	
		運動生理学	2	2		必修	
		スポーツ医学概論	1		2	必修	
		スポーツ栄養学	2	2		必修	
		(4)衛生学及び公衆衛生学	衛生・公衆衛生学	2		2	必修
		(5)学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	運動障害救急法(含実習)	2	2	必修	
			学校保健学	3	2	必修	
		(2)各教科の指導法	保健体育科教育論 I	2		必修	
			保健体育科教育論 II	3		必修	
			保健体育科教育論 III	3		必修	
			保健体育科教育論 IV	3		必修	

教職免許法施行規則 に定める科目区分		左記に対応する本学開講科目			備考 ※教育職員免許状取得のため の履修科目的必修・選択区分	注
		授業科目名	履修年次及び単位数			
②教育の基礎的理解に関する科目	(1)教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 2単位	教育の基礎理論 A	2		2	必修
	(2)教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 2単位	教職論 A	1		2	必修
	(3)教育に関する社会的制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 2単位	教育の制度 A	2		2	必修
	(4)幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 2単位	教育の心理	2		2	必修
	(5)特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解 2単位	特別支援教育論(児童生徒)	3		2	必修
	(6)教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) 2単位	教育課程論	3		2	必修
	(1)道徳の理論及び指導法 中学 2 単位	道徳教育論	3		2	中学のみ必修
③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	(2)総合的な学習の時間の指導法 2 单位	「総合的な学習の時間」論	3		2	必修
	(3)特別活動の指導法 2 单位	特別活動論	2		2	必修
	(4)教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 2 单位	教育方法論 A (ICT 活用含む)	3		2	必修
	(5)生徒指導の理論及び方法 2 单位	生徒指導論 A (含進路指導及びキャリア教育の理論及び方法)	3		2	必修
	(6)進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 2 单位					
	(7)教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 2 单位	教育相談	2		2	必修
	(1)教育実習 中学 5 单位 高校 3 单位	教育実習 I 教育実習 II 教育実習 III 教育実習 IV	3・4 3 4 4	1 2 2 4	2	必修 事前事後指導 } 中学は 4 单位選択必修 } 高校は 2 单位選択必修
④教育実践に関する科目	(2)教職実践演習 2 单位	教職実践演習(中・高)	4		2	必修
	⑤大学が独自に設定する科目	道徳教育論 教職総合演習  中学 4 单位 高校 12 单位	3 3	2 2	2	高校のみ選択 選択 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教職実践に関する科目」について、併せて中学 4 单位、高校 12 单位以上修得

※注一〇印の授業科目は C A P 制対象外科目

## 【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数					
		教科及び 教科の指導法 に関する科目	教育の 基礎的理解に 関する科目	道徳、総合的な学 習の時間等の指 導法及び生徒指 導、教育相談等に 関する科目	教育実践に 関する科目	大学が独自に 設定する科目	合計
中学校教諭 一種普通免許状	学士の学位を有すること	28単位	10単位	10単位	7 单位	4 单位	59単位
高等学校教諭 一種普通免許状	学士の学位を有すること	24単位	10単位	8 单位	5 单位	12単位	59単位

【特記】中学校・高等学校教諭一種普通免許状〈保健体育〉取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の 1~4 に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法 2 単位 (本学開講科目:「日本国憲法」(2 年 / 2 単位))
2. 体育 2 単位 (前記の「教科に関する科目」の「体育実技」で履修した単位を充てる。)
3. 外国語コミュニケーション 2 単位 (本学開講科目:「総合英語 A (含外国語コミュニケーション)」(1 年 / 1 単位)、「総合英語 B (含外国語コミュニケーション)」(2 年 / 1 単位)、「総合英語 C (含外国語コミュニケーション)」(2 年 / 1 単位)、「総合英語 D (含外国語コミュニケーション)」(3 年 / 1 単位))
4. 情報機器の操作 2 単位 (本学開講科目:「情報処理」(1 年 / 2 単位))